

法務省矯正局更生支援管理官 標準文書保存期間基準

令和4年4月1日改定

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型	行政文書の具体例	分類例			保存期間	保存期間満了時の措置	参考事項	
				大分類	中分類	名称(小分類)				
1	告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1)訓令及び通達の立案の検討その他の重要な経緯	制定又は改廃のための決裁文書	・訓令案・通達案	更生支援	訓令及び通達案	訓令及び通達案決裁	10年	以下について移管・重要な訓令及び通達の制定又は改廃のための決裁文書	
2	国会及び審議会等における審議等に関する事項	国会審議	国会審議文書	・議員への説明 ・想定問答 ・答弁書	更生支援	国会	国会事務	10年	廃棄	
3	文書の管理に関する事項	文書の管理	業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書	・例規集	更生支援	文書管理	発出例規	常用	廃棄	
4	他の行政機関・局等に関する他の行政機関及び外部有識者等との協議及び連絡・調整に関する事項	(1)政策等に関する他の行政機関及び外部有識者等との協議及び連絡・調整に関する事項	政策等に係る案及び同案の検討に関する行政機関及び外部有識者等との協議及び連絡・調整文書	・他の行政機関からの照会文書及び回答文書 ・事務連絡	更生支援	他機関との協議及び連絡・調整	地方自治体等との連絡・調整	3年	廃棄	
					更生支援	省内協議	再犯防止推進計画	3年	廃棄	
					更生支援	省内協議	再犯防止に関する照会・回答	3年	廃棄	
業務システムに関する事項	業務システムの運用に関する事項	業務システムの運用に関する他部局及び局内の連絡・調整文書	・他の局部課等からの照会文書及び回答文書 ・局内の運用の検討文書 ・事務連絡	更生支援	運用	刑事情報連携データベース	5年	廃棄		
				更生支援	運用	次期被収容者データ管理システム	5年	廃棄		
被収容者の更生の支援に係る効果の検証に関する事項	被収容者の更生の支援に係る効果の検証に関する事項	被収容者の更生の支援に係る効果の検証に関する他部局及び局内の連絡・調整文書	・事務連絡 ・報告の取りまとめ	更生支援	効果検証	調査結果	3年	廃棄		
				更生支援	効果検証	効果検証に関する照会・回答	3年	廃棄		
更生支援に関する事項	更生支援に関する事項	更生支援に関する文書	・他の行政機関や他の局部課との連絡や調整に関する文書 ・事務連絡	更生支援	運営	更生支援に係る連絡・調整	3年	廃棄		
地域連携事業に関する事項	地域連携事業に関する事項	地域連携事業等の運営に関する文書	・運営上の各種照会・回答に関する文書	更生支援	運営	地域連携事業	3年	廃棄		
5	新型コロナウイルス感染症対策に関する事項	新型コロナウイルス感染症対策に関する文書	新型コロナウイルス感染症対策に関する文書	新型コロナウイルス感染症対策	新型コロナウイルス感染症対策	新型コロナウイルス感染症対策文書(更生支援管理官)	5年	移管		

備考

本基準に掲げられていない事項が発生したときは、法務省行政文書管理規則の別表1及び本基準を参照しつつ、文書管理者において、保存期間及び保存期間満了時の措置について設定することとする。